第六号の二様式記載要領５を同様式記載要領６とし、同様式記載要領４を同様式記載要領５とし、同様式記載要領３の次に次のように加える。

４　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

第六号の二様式（入力用）　（用紙日本工業規格Ａ４・紫色）　（第三条・第十条の二関係）

